

北信交消第13号の2
令和2年6月19日

交通事業者 各位

国土交通省 北陸信越運輸局長
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
の一部施行後の移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成等について

日頃よりバリアフリー施策に関する国土交通省の取組に対し、御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）の一部の施行については、令和2年6月19日付け北信交消第12号の2より通知したところですが、あわせて、令和2年6月19日から施行された改正法に関連して、基本構想に記載する特定事業に追加された「教育啓発特定事業」の実施にあたり参考となる情報や、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に係る各種支援措置等を下記(1)から(3)のとおりまとめましたので周知いたします。

【周知事項】

- (1) 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容及び基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例
- (2) 移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能な各種ハンドブック等
- (3) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン追補版（別添）

記

- (1) 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容及び基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例

移動等円滑化促進方針及び基本構想に関し、今般の改正法により、移動等円滑化促進方針については記載事項に「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」が追加され、基本構想については記載する特定事業の類型として「教育啓発特定事業」が追加されました。

- 1 移動等円滑化促進方針に記載すべき「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項の内容

移動等円滑化促進方針においては、今般の改正法により「移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項」について定めることとなりました。

記載すべき内容は概ね以下のとおりですが、詳細は基本方針をご確認ください。

- ① 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保が果たす役割に関し、以下を記載することが望ましいです。
 - ・ 移動等円滑化促進地区の面的なバリアフリー化の実現のための住民その他の関係者の理解及び協力の必要性
 - ・ 市町村や施設設置管理者等が、児童、生徒等への教育活動や、住民、職員等に対する啓発活動等を行うことの重要性
- ② 住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する関係者の取組について、以下のように、関係者ごとに、可能な限り具体的に記載することが望ましいです。なお、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、当該地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等当該地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。
 - (ア) 児童、生徒等に対するバリアフリー教室や住民向けのバリアフリーに関するセミナーの開催等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する市町村の取組の内容
 - (イ) 施設や車両等の利用者に対する優先席、車椅子利用者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮についての啓発活動の実施等、住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保に関する施設設置管理者の取組の内容
 - (ウ) バリアフリー教室への参加等、住民並びに施設及び車両等の利用者等の取組の内容

<留意事項>

改正法第1条の規定の施行（令和2年6月19日）の際現に改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の2第1項の規定により定め

られている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が令和2年6月19日以後最初に変更されるまでの間は、上記1①及び②の内容を定めないことができます。（改正法附則第2条第1項）

2 基本構想に「教育啓発特定事業」を記載する場合の取組例

今般の改正法により創設された「教育啓発特定事業」には以下の二類型が存在し、事業の実施主体はいずれも市町村又は施設設置管理者です。なお、施設設置管理者には、公共交通事業者等のみならず、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等が含まれることから、例えば、重点整備地区内に事務所や施設を有する企業等が実施する取組を教育啓発特定事業として記載することも可能です。

また、教育啓発特定事業については、重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、当該地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等当該地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。

① イ号事業（法第2条第29号イ）

移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

<想定される内容>

- ・学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ・旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等

<留意事項>

教育啓発特定事業のうちイ号事業を基本構想に記載するにあたっては、学校の教育活動との調和や、教職員への過大な業務負担の防止を図るため、事業主体のみならず、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要です。

また、事業の実施計画である教育啓発特定事業計画を事業主体が定めようとする場合も、関係する市町村及び施設設置管理者に加え、学校の意見を聴かなければならないことが、法第36条の2第3項において規定されています。

② ロ号事業（法第2条第29号ロ）

移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

<想定される内容>

- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施
- ・優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等

(2) 移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する取組に活用可能な各種ハンドブック等

「心のバリアフリー」に関し、国土交通省では下記のようなハンドブックやガイドラインを発行しています。

移動等円滑化促進方針において「移動等円滑化に関する住民の理解の増進及び協力の確保」に関する事項を記載する際、基本構想において「教育啓発特定事業」を位置付ける際又は実際に取組を行う際には、これらのハンドブック等をぜひご活用ください。

- ・ 障害ってどこにあるの？こころと社会のバリアフリーハンドブック
<http://www.mlit.go.jp/common/001250069.pdf>
(教師用解説書)
<http://www.mlit.go.jp/common/001250068.pdf>
- ・ 発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック
<http://www.mlit.go.jp/common/001130223.pdf>
- ・ 公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000143.html
- ・ 交通事業者向け接遇研修モデルプログラム
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000176.html
- ・ 観光関係者向け「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」(ホテル/旅館等)
http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000352.html

以上に挙げたものの他にも、国土交通省ホームページ上に各種キャンペーンに関するポスター等を掲載しております。

(国土交通省総合政策局安心生活政策課ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html

(3) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン追補版

国土交通省では、移動等円滑化促進方針や基本構想を作成しようとする場合に、参考となるガイドラインを作成しています。今般、改正法により強化された移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の記載事例等を盛り込んだガイドラインの追補版を新たに作成しましたので、ガイドライン本体と合わせて別添をご参照ください。

- ・ 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_00

[0012.html](#)